

第22回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要

会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社イノベーション

事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.innovation.co.jp/ir/>) に掲載し、株主の皆様にご提供しております。

1. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の期末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度において職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,800千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの相当性等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3-1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年10月19日の取締役会決議により、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。また、実施状況及び諸情勢の変化等に応じて必要な整備を行うこととしており、直近では2020年5月25日開催の取締役会において、以下のとおり見直し、決議いたしております。

(1) 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。
- ②リスク管理を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会は、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的实施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、文書管理規程等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ②取締役、監査等委員その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月一回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じた

ときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。

- ②取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織としてリスク管理委員長（代表取締役社長）を中心とした「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
- ②リスク管理委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査等委員会にて報告する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループの運営管理及び内部統制の実施に関しては、内部監査室がこれを担当するものとする。
- ②当社の内部監査室は、当社グループの内部統制の状況について、必要の都度、取締役会に報告するものとする。
- ③当社は、子会社管理規程を定め、子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。
- ④監査等委員は、取締役の職務の執行を監査する必要があるときは、子会社に対して営業又は会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に関する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員がその職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
- ②当該従業員は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を行う。
- ③当該従業員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重し対処する。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、監査等委員に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査等委員会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。
- ②当社は、監査等委員へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹

底する。

- ③取締役は、監査等委員が取締役会及びその他重要な会議又は委員会に出席し、必要であると認めるときは、意見を述べる可以保证する。
- ④取締役は、監査等委員が決裁内容の合理性、適法性を検証するため、決裁書の通知先に監査等委員を常設する。

(8) 監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他の監査等委員の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ①代表取締役社長は、監査等委員と定期的な会合を持ち、業務執行状況について意見交換する。
- ②取締役は、監査等委員が定期的な会合を取締役及び使用人との間で開催し、業務執行状況について意見交換できる体制を確保する。
- ③取締役は、監査等委員が必要に応じて取締役及び使用人に対して、ヒアリング、往査その他の方法により、実態を把握することができる体制を確保する。

(10) 反社会的勢力排除のための体制

- ①当社グループは、暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求をする人物及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係を一切遮断することを基本方針とする。
- ②反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、企画管理ユニットが対応を一元管理し、「反社会的勢力対策規程」に基づき、的確に対応する。

3-2. 業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は以下の通りであります。

当事業年度において、取締役会は21回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を実施いたしました。

当事業年度において、監査等委員会を14回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、監査法人及び内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

内部監査室は、「内部監査計画書」及び「内部統制計画書」に基づき、当社の内部監査を実施しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。これに対し従来は、成長拡大の過程にあると位置づけ、経営基盤の強化及び積極的な事業の多角化、新規事業への取り組み等のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化に向けた投資に充当することで、さらなる業容拡大を実現することが株主の皆様への最大の利益還元と考え、無配としてまいりました。

2022年3月期におきましては、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主の皆様への利益の配当を検討する方針のもと、様々な経営指標を検討した結果、株主の皆様への利益の配分を開始すべき水準であると判断し、配当を開始いたします。

当期の期末配当につきましては、2022年5月13日開催の取締役会において、1株当たり38円とさせていただくことを決議いたしました。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	991,229	970,639	592,454	△40,066	2,514,256
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	10,517	10,517			21,035
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			448,076		448,076
自 己 株 式 の 取 得				△251	△251
自 己 株 式 の 処 分				2,710	2,710
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	10,517	10,517	448,076	2,458	471,570
当 期 末 残 高	1,001,746	981,156	1,040,531	△37,607	2,985,827

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	△276	△276	17,407	2,531,388
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)				21,035
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益				448,076
自 己 株 式 の 取 得				△251
自 己 株 式 の 処 分				2,710
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,054	△6,054	25,135	19,080
当 期 変 動 額 合 計	△6,054	△6,054	25,135	490,651
当 期 末 残 高	△6,330	△6,330	42,543	3,022,040

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社Innovation & Co.、株式会社Innovation X Solutions、株式会社Innovation IFA Consulting

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

株式会社Innovation M&A Partners

連結の範囲から除いた理由

当該非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社Innovation M&A Partners

持分法を適用しない理由

当該非連結子会社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、且つ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

イ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ウ. 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ア. オンラインメディア事業

・ ITトレンド及びbizplay

主に、IT製品の比較・資料請求サイト「ITトレンド」及びビジネス動画掲載サイト「bizplay」の運営を行っており、当該サイトの掲載企業へ見込み顧客情報等を提供することで、収益を稼得しております。

当該サービスは、見込み顧客情報等を引渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、見込み顧客情報等の引渡し時点であることから、当該引渡し時点で収益を認識しております。

・ ITトレンドEXPO

オンライン展示会の運営を行っており、出展企業へ出展エリアを提供すること、並びに基調講演及びパネルディスカッションの開催機会を提供することで収益を稼得しております。

当該サービスは、オンライン展示会を開催し、出展企業のIT製品やサービス、その

他セミナー情報等を発信する場所を提供する義務を負っております。出展エリアの提供に関しましては、出展企業は自身が出展したオンライン展示会の開催期間にわたって便益を享受するため、時の経過に応じて履行義務が充足されたと判断し、オンライン展示会の開催期間にわたり収益を認識しております。また、基調講演及びパネルディスカッションに関しましては、当該講演の開催機会を提供した時点で履行義務が充足されることから、当該講演の終了時点をもって収益を認識しております。

・その他

主に、パートナー企業が提供しているサービスの営業代行を行うことにより収益を稼得しております。

当該サービスは、パートナー企業の営業業務の代行を行う義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、パートナー企業のサービスを利用する顧客が当該サービスを利用開始した時点であることから、当該サービス利用開始時点で収益を認識しております。なお、その他のサービスの一部については、パートナー企業によるサービスが提供されるように手配することが当社グループの履行義務であり、代理人として取引を行っていると判断されるため、パートナー企業が提供するサービスと交換に受け取る額から当該パートナー企業に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

オンラインメディア事業に係る取引の対価は、サービス提供後概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

イ. ITソリューション事業

主に、「List Finder」及び「コクリポ」のツールを提供しており、顧客が当該ツールを利用することで収益を稼得しております。

当該サービスは、顧客のアカウントを発行し、契約期間に応じてツールを利用する権利を付与する義務を負っており、顧客は契約期間にわたって便益を享受するため、時の経過に応じて履行義務が充足されたと判断し、期間にわたり収益を認識しております。

ITソリューション事業に係る取引の対価は、収益を認識後、概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

ウ. 金融プラットフォーム事業

主に、投資者へフィナンシャルコンサルティングを提供し、投資者が株式等の金融商品を売買することを業務提携先企業へ仲介することで収益を稼得しております。

当該サービスは、業務提携先企業へ投資者を仲介する義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、投資者が株式等の金融商品を売買した時点であることから、当該売買完了時点で履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。

金融プラットフォーム事業に係る取引の対価は、収益を認識後、概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、オンラインメディア事業の一部サービスについて、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価は、それぞれ13,356千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

無形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

ソフトウェア 184,674千円

ソフトウェア仮勘定 30,991千円

うち、コクリポウェビナーに係る金額はそれぞれ54,866千円及び4,721千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、事業用資産について継続的に損益の把握を行っている事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。また、営業損益の継続的なマイナス、市場価格の著しい低下、用途変更等によって減損の兆候がある資産グループを把握しております。減損の兆候を識別した場合には、資産グループの将来の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。将来の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失を認識すべきであると判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

コクリポウェビナーの資産グループにおいて減損の兆候を識別しましたが、将来の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を上回るため、減損損失は認識しておりません。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された2022年度から3カ年の中期経営計画を基礎としており、当該計画の主要な仮定は売上高の中期成長率であります。翌連結会計年度以降、新たなマーケティング手法によるアカウント獲得に注力し、堅調にアカウント数を増加させる仮定のもと、売上高の中期成長率を見積もっております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、見積りに用いた仮定は不確実性を伴い、今後の経済情勢等の変化等の影響によって、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を2019年5月より導入しております。

①取引の概要

当社は、従業員に対し職位、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当連結会計年度末の帳簿価額及び株式数は、37,183千円、43,900株であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 29,257千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 2,399,600株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月13日 臨時取締役会	普通株式	利益 剰余金	91,184千円	38円	2022年3月31日	2022年6月9日

- (3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
 普通株式 21,200株

(4) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	47,188株	78株	3,200株	44,066株

(注) 普通株式の自己株式数には、株式給付規程に基づく株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式 (43,900株) が含まれておりません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については預金等に限定し、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。また、当社は、デリバティブ取引を行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払費用及び未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

イ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各子会社からの報告に基づき企画管理ユニットが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持をすることなどにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	339,601	339,601	—
資産計	339,601	339,601	—

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「未払法人税等」「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	金額 (千円)
非上場株式	5,695
投資事業組合への出資	44,769

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,180,604	—	—	—
受取手形及び売掛金	704,020	—	—	—
合計	2,884,625	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	—	339,601	—	339,601

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資信託の時価は取引金融機関から提示された価格によっております。活発な市場における相場価格が存在しないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	合計
	オンライン メディア事業	ITソリューション事業	金融プラットフォーム事業	計		
ITトレンド	2,117,968	—	—	2,117,968	—	2,117,968
ITトレンド EXPO	512,496	—	—	512,496	—	512,496
bizplay	250,635	—	—	250,635	—	250,635
List Finder	—	405,268	—	405,268	—	405,268
コクリポ	—	72,648	—	72,648	—	72,648
金融商品仲介サービス	—	—	652,670	652,670	—	652,670
その他	362,808	—	—	362,808	5,719	368,528
顧客との契約から生じる収益	3,243,908	477,916	652,670	4,374,496	5,719	4,380,215
外部顧客への売上高	3,243,908	477,916	652,670	4,374,496	5,719	4,380,215

(注) 「調整額」は、非連結子会社からの経営指導料であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じる債権（期首残高）	500,532千円
顧客との契約から生じる債権（期末残高）	704,020千円
契約負債（期首残高）	29,449千円
契約負債（期末残高）	24,111千円

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,264円	89銭
(2) 1株当たり当期純利益	190円	61銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 投資事業有限責任組合の設立

当社は、2022年3月22日開催の取締役会において、「INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合」（以下「IHVCファンド」という。）を機関投資家たるハヤテインベストメント株式会社と共同して設立、かつ設立後にIHVCファンドへ出資することを決議し、2022年4月6日に登記が完了いたしました。

① 設立の背景・目的

当社グループが設立当初より実現を目指している「『働く』を変える」をスタートアップ支援を通じて実現するため、デジタル技術や革新的なビジネスモデルで世の中の働き方を変えることが期待されるスタートアップに対して投資することを目的としています。また、投資先のスタートアップに対しては、当社グループのナレッジ（主に、オンラインメディア事業とITソリューション事業で蓄積されたマーケティング・セールス領域）を提供するのみならず、社外の現役の経営者で構成されたハンズオンパートナー陣と共にハンズオン支援を行います。

以上の活動を通じて、投資先のバリューアップやEXITによるファイナンシャル・リターンと、当社グループ事業とスタートアップの協業を促進することによるストラテジック・リターンを獲得し、当社グループの次世代の基幹事業の創出を目指します。

②INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合の概要

(1) 名称	INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都中央区日本橋兜町6番5号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成目的	法人向けにデジタルイノベーション関連のソリューションやサービスを展開するスタートアップを中心に、広くデジタル技術や革新的なビジネスモデルを有する企業への投資	
(5) 登記完了日	2022年4月6日	
(6) 出資の総額	20億円(当初上限)	
(7) 出資者・出資比率	株式会社イノベーション 97% ハヤテグループ 1% 富田直人 1% 株式会社ディ・ポップスグループ 1%	
(8) 無限責任組合員の概要	名称	ハヤテインベストメント株式会社
	所在地	東京都中央区日本橋兜町6番5号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 杉原 行洋
	事業内容	成長企業支援事業
	資本金及び資本準備金	1.45億円
(9) 上場会社と当該ファンドとの関係	資本関係	当社が当該ファンドに出資いたします。
	人的関係	当社が当該ファンドの有限責任組合員となります。
	取引関係	当社が当該ファンドに出資いたします。

③連結業績への影響について

2022年4月26日に一部出資が完了し、当該ファンドは当社の連結子会社となりました。本件が当社グループの当期連結業績に与える影響は軽微であると判断しておりますが、中期的には当社グループの連結業績及び企業価値の向上に資するものと考えております。なお、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

(2) 第三者割当による第7回、第8回及び第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」※）の締結

当社は、2022年3月22日開催の取締役会において、当社代表取締役社長である富田直人及びハヤテマネジメント株式会社（以下「HM社」という。）を割当先として第三者割当に

より第7回、第8回及び第9回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）の発行及び金融商品取引法に基づく本新株予約権に関する届出の効力発生後に新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）を締結することを決議し、2022年4月7日に本新株予約権の発行価額の全額の払い込みが完了しております。概要は以下のとおりであります。

(1) 割当日	2022年4月7日
(2) 発行新株 予約権数	5,974個 第7回新株予約権 2,907個 第8回新株予約権 2,340個 第9回新株予約権 727個
(3) 発行価額	総額8,372,100円（第7回新株予約権1個当たり2,000円、第8回新株予約権1個当たり1,000円、第9回新株予約権1個当たり300円）
(4) 当該発行 による潜在株式 数	潜在株式数：597,400株（新株予約権1個につき100株） 第7回新株予約権 290,700株 第8回新株予約権 234,000株 第9回新株予約権 72,700株 なお、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条項」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、いかなる行使価額においても潜在株式数は、597,400株で一定です。
(5) 資金調達 の額	1,553,424,600円（差引手取概算額）（注）

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条項</p>	<p>当初行使価額は、第7回新株予約権が2,323円、第8回新株予約権が2,757円、第9回新株予約権が3,192円です。</p> <p>第7回新株予約権の行使価額は、発行日以降、別記「(8) 新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、以下に定める下限行使価額を下回らないことを条件に、各修正日(以下に定義します。)の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。</p> <p>第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、発行日から4か年経過満了日に、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されます。修正がなされた日以降、別記「(8) 新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、以下に定める下限行使価額を下回らないことを条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。</p> <p>下限行使価額は1,161.50円(本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日(2022年3月18日)における当社普通株式の終値の50%)(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)を下回らないものとします。修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありません。</p>												
<p>(7) 募集または割当方法(割当予定先)</p>	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <table border="0"> <tr> <td>第7回新株予約権</td> <td>HM社</td> <td>2,907個</td> </tr> <tr> <td>第8回新株予約権</td> <td>HM社</td> <td>2,340個</td> </tr> <tr> <td>第9回新株予約権</td> <td>HM社</td> <td>437個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富田直人氏</td> <td>290個</td> </tr> </table>	第7回新株予約権	HM社	2,907個	第8回新株予約権	HM社	2,340個	第9回新株予約権	HM社	437個		富田直人氏	290個
第7回新株予約権	HM社	2,907個											
第8回新株予約権	HM社	2,340個											
第9回新株予約権	HM社	437個											
	富田直人氏	290個											

<p>(8) 新株予約権の行使期間</p>	<p>第7回新株予約権 2022年4月8日から2024年4月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。</p> <p>第8回新株予約権 2022年4月8日から2027年4月7日までとする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。</p> <p>第9回新株予約権 2022年4月8日から2027年4月7日までとする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたるときは、その翌日を最終日とする。</p>
-----------------------	---

<p>(9) その他</p>	<p>1) 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とします。</p> <p>2) 本新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）において、本買取契約の締結日から、①本新株予約権の行使期間の満了日、②本新株予約権の全部の行使が完了した日、③当社がHM社の保有する本新株予約権の全部を取得した日のいずれか先に到来する日から6か月までの間、当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券（権利）若しくは当社に取得させることができる証券（権利）、当社株式又は当社株式の交付を請求できる新株予約権を発行若しくは処分する場合その他発行会社の株券等の発行若しくは処分を行う場合又は資本性ローンの借入を行う場合には、発行会社は、当該発行若しくは処分（当社の株式の発行に関しては自己株式の処分、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションの付与及び譲渡制限付株式を発行する場合を含みます。）又は借入を行うことを当該第三者との間で合意する前に、HM社及びその指定する法人等（以下「先買権利者」という。）に対して、当該発行若しくは処分又は借入と同条件にてその予定する価額の全部又は一部について、引受け若しくは購入又は貸付をする意図があるかどうかを書面で確認することとし、先買権利者が引受け若しくは購入又は貸付を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、先買権利者に対して同条件にてかかる証券（権利）を発行若しくは処分し又は先買権利者から借入をする旨が定められました。</p> <p>また、富田氏は、本新株予約権の行使を希望する場合には、行使の7日以上前にHM社にその旨を通知し、その本新株予約権の行使についてHM社より事前承諾を得る予定です。</p> <p>なお、本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はないものの、本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付される予定であります。当社は、その譲渡前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認後に、その内容を開示するものとします。</p>
----------------	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間（「(8) 新株予約権の行使期間」に定める期間をいいます。）内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

※ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

本新株予約権については、ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」を採用しております。

この手法は、当社が割当先との対話を通じて、新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を定め、これを行使価額として設定した新株予約権です。これは、将来の株価上昇を見越し、異なる行使価額によって、段階的に機関投資家に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。現在の株価を上回った水準に行使価額を設定することで、現在の株価で一度に資金調達するよりも、希薄化が抑えられるメリットがあります。株価が固定行使価額を下回って推移した場合においても、行使価額修正を行います。下限行使価額は第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の全回号において1,161.50円（本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日（2022年3月18日）における当社普通株式の終値の50%）（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）と定められており、行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

(3) 行使価額修正条項付新株予約権の行使による増資

2022年3月22日開催の当社取締役会の決議に基づき、2022年4月7日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の一部について、2022年4月8日から2022年5月27日までの間に以下のとおり行使されております。

①発行された株式の種類及び株式数	普通株式	116,100株
②行使新株予約権個数		1,161個
③行使価額総額		198,854千円
④資本金増加額		100,588千円
⑤資本準備金増加額		100,588千円

以上により、2022年5月27日現在の発行済株式総数は2,515,700株、資本金は1,102,335千円、資本準備金は1,081,745千円となっております。

株主資本等変動計算書

（自 2021年4月1日）
（至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
				繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	991,229	970,639	970,639	191,682	191,682
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 （ 譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 ）	10,517	10,517	10,517		
当 期 純 損 失				△37,582	△37,582
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ）					
当 期 変 動 額 合 計	10,517	10,517	10,517	△37,582	△37,582
当 期 末 残 高	1,001,746	981,156	981,156	154,099	154,099

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△40,066	2,113,484	△276	△276	2,113,207
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬)		21,035			21,035
当 期 純 損 失		△37,582			△37,582
自 己 株 式 の 取 得	△251	△251			△251
自 己 株 式 の 処 分	2,710	2,710			2,710
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△6,054	△6,054	△6,054
当 期 変 動 額 合 計	2,458	△14,088	△6,054	△6,054	△20,142
当 期 末 残 高	△37,607	2,099,395	△6,330	△6,330	2,093,065

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 子会社株式

移動平均法による原価法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

子会社の経営指導及び管理業務を行うことで収益を稼得しております。当該サービスは、子会社へ契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、サービス提供期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて収益を認識しております。

当該サービスに係る取引の対価は、収益認識後、概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する事項

無形固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウェア 175,553千円

ソフトウェア仮勘定 30,991千円

うち、コクリポウェビナーにかかる金額はそれぞれ43,671千円及び4,721千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

詳細は、連結注記表「3. 追加情報」をご参照ください。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 29,257千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 220,402千円

短期金銭債務 3,388千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分） 793,987千円

営業取引以外の取引（収入分） 341千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	47,188株	78株	3,200株	44,066株

(注) 普通株式の自己株式数には、株式給付規程に基づく株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式 (43,900株) が含まれておりません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
ソフトウェア	21,598
差入保証金	2,330
未払費用	26,799
未払事業税	1,881
株式給付引当金	3,756
子会社株式	22,307
その他	13,290
繰延税金資産小計	91,964
評価性引当額	△36,810
繰延税金資産合計	55,154
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△185
繰延税金負債合計	△185
繰延税金資産の純額	54,969

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社の名称	議決権等の所有割合/被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 Innovation & Co.	所有 直接 100.0%	・ 役員の兼任 ・ 管理業務委託等 ・ 事務所の転貸	管理業務委託	603,105	未収入金	91,494
				資金の回収	100,000	短期貸付金	—
				利息の受取	0	—	—
				家賃の受取	19,688	前受収益	2,135
	株式会社 Innovation X Solutions	所有 直接 100.0%	・ 役員の兼任 ・ 管理業務委託等 ・ 事務所の転貸	管理業務委託	141,570	未収入金	23,921
				家賃の受取	9,576	前受収益	471
	株式会社 Innovation IFA Consulting	所有 直接 51.0%	・ 役員の兼任 ・ 事務所の転貸	資金の貸付	—	短期貸付金	50,000
				利息の受取	339	—	—
				家賃の受取	7,519	前受収益	676
	株式会社 Innovation M&A Partners	所有 直接 66.0%	・ 役員の兼任	資金の貸付	—	短期貸付金	50,000
利息の受取				0	—	—	

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
①管理業務委託料については、役務提供割合に応じて費用負担額を決定しております。
②賃借料については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
③資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | | |
|----------------|------|-----|
| (1) 1株当たり純資産額 | 888円 | 57銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 15円 | 99銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(1) 投資事業有限責任組合の設立

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記(1)投資事業有限責任組合の設立」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 第三者割当による第7回、第8回及び第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記(2)第三者割当による第7回、第8回及び第9回新株予約権（行使価額修正条項付）」の発行及び新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 行使価額修正条項付き新株予約権の行使による増資

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記(3)行使価額修正条項付き新株予約権の行使による増資」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。